

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所(再処理設備本体等)の使用前事業者検査の実
施方針についての面談

2. 日時：令和2年12月2日 10時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、
佐山主任原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官、

柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職、岡田技術参与、小泉技術参与
核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃(株)再処理事業部 副事業部長 他15名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、再処理設備本体等の使用前事業者検査の実施方針について、
資料に基づき以下の説明があった。

- ・これまでの面談・検討結果を踏まえ、「再処理施設の使用前事業者検査の実施
方針について」の見直しを行った。主な変更内容は、検査方法の選定、施設に
共通する代替検査の評価等。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・本方針の内容は、設計及び工事の計画の認可申請書(以下「設工認」という。)の
どこに記載されるのか、整理し説明すること。
- ・表2「検査項目、検査概要および判定基準の考え方」は、代替検査を踏まえた
記載内容に見直し、3.以降において、検査方法の枠組みを示した上で整理す
ること。
- ・別紙3「代替検査の評価について」において、「判定基準」の表現が使われて
いるが、「判定基準」は、代替検査を含め、設工認の工事の方法に記載すべき
ものであり、検査実施要領で別途基準を規定されると誤解されないように表
現を見直すこと。
- ・(別紙3)添付2「材料検査の代替検査」において、必要に応じて、サンプル
採取する際の判断基準を示すこと。
- ・(別紙3)添付6「建屋貫通部および埋設部における外観検査の代替検査」に
ついて、貫通部の耐火性能の検査をどうするのか、整理すること。
- ・「通常の検査方法」とはなにか、整理すること。(3.(1)①、4.(1)～(9)の
各④)

○日本原燃(株)から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：使用前事業者検査の実施方針に係る面談